

## 貸金庫規定

1. (格納品の範囲)
  - (1) 貸金庫には、つぎに掲げるものを格納することができます。
    - ① 公社債券、株券その他の有価証券
    - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
    - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
    - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
  - (2) 当金庫は、前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
2. (契約期等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は契約期間満了日の翌日から一年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
3. (使用料)
  - (1) 貸金庫の使用料は、当金庫が別に定める料金により新規契約月は契約時にお支払いいただき、翌月から当金庫所定の金額を毎月当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金(総合口座)通帳、同払戻請求書または小切手によらず払い戻しのうえ使用料に充当します。
  - (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
  - (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約月の属する月の翌月から使用料の引落しを停止します。
4. (鍵・カードの保管)
  - (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当金庫所定の袋に入れたうえ、借主および当金庫職員の両者が封印し、当金庫が保管します。
  - (2) 当金庫は、借主および借主があらかじめ届出た代理人に「貸金庫カード」(以下、「カード」といいます。)を発行いたしますので借主および代理人が保管してください。
5. (暗証の登録)

借主が貸金庫の開庫にあたって使用する暗証を登録しますので、借主は当金庫所定の暗証届を当金庫に提出してください。
6. (開閉者の確認)

カード、暗証、正鍵により、当金庫所定の手続きに則り貸金庫を開閉した者を、借主(正当な契約者)とみなします。なお、この場合、当金庫は、開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。
7. (貸金庫の開閉等)
  - (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
  - (2) 開庫にあたっては、借主または借主のあらかじめ届出た代理人がカード読取機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。
  - (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
  - (4) 使用がすんだときは、必ず内函を元の位置に戻し、正鍵により閉扉し施錠してください。それをされなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - (5) 停電、故障等によりカードによる取扱いができないときは、当金庫所定の貸金庫開庫依頼書に借主または代理人の氏名を記入し、カードとともに提出してください。
8. (届出事項の変更等)
  - (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに借主から書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。カードまたは正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
  - (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. (印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い)
- (1) 印章、カード、もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
  - (2) 正鍵またはカードを失った場合またはき損した場合は、錠前の取り替え、鍵、カードの再発行等に要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。
10. (暗証照合等)
- 操作機により、カードを確認しカード操作機利用の際に使用された暗証と当金庫に届出の暗証との一致を確認して、貸金庫の開閉の取扱いをいたしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、第7条第5項の場合に当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫依頼書に記載の暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも同様とします。
11. (印鑑照合等)
- 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱いをいたしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。
12. (損害の負担等)
- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
  - (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
  - (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。
13. (反社会的勢力との取引拒絶)
- この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込みをおことわりするものとします。
14. (解約等)
- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明け渡ししてください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
  - (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡ししてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
    - ① お支払い月の翌月を経過して使用料の支払いがないとき
    - ② 借主について相続の開始があったとき
    - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
    - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
    - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
    - ⑥ カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めたとき
  - (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、ただちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡しください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明。確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A 暴力団
    - B 暴力団員
    - C 暴力団準構成員
    - D 暴力団関係企業
    - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F その他前各号に準ずる者
  - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A 暴力的な要求行為
    - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用をき損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E その他前各号に準ずる行為
- (4) 前 3 項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料 相当額を支払ってください。  
この場合、第 3 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日  
に第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。
- (5) 第 1 項から第 3 項の明け渡しりが 3 か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。
15. (貸金庫の修繕、移転等)  
貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が、格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。
16. (緊急措置)  
法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
17. (譲渡、転貸等の禁止)  
(1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。  
(2) カードは譲渡、質入れすることはできません。
18. (規定の変更)  
(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。  
(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
19. (準拠法・管轄)  
本契約の契約準拠法は日本法とします。  
本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上  
(2024 年 3 月 1 日現在)